

## ・控除の確認に必要な書類

生命保険料、個人年金保険料、地震保険料などの支払額証明書  
寄附金領収書

障害者控除を受ける場合には、障害者手帳や療育手帳など

医療費控除の明細書（領収書）、医療費通知書

（※事前に「人ごと」「病院・薬局ごと」に医療費支払額を合計し、明細書を作成しておいてください。）

所得税の還付の受け取りを口座振替で希望する方は、申告者本人名義の通帳またはキャッシュカードといった、申告者本人の口座情報が分かるものが必要です。  
※印鑑は必要ありません。

## ■スマホで確定申告してみませんか？（参加無料・要事前予約）

マイナンバーカードとスマートフォンがあれば、自宅でも簡単に確定申告が行えます。

「1人ではやり方がわからない」「入れ間違えたら・・・」と不安な人のため、入力支援を行います。【医療費控除を追加して還付を受けたい給与所得者および年金所得者に限ります】

**日時** 2月6日(月)～2月10日(金)9:00～11:00／13:00～15:00(1人約30分)

**場所** 本庁舎3階302会議室

**持参物** マイナンバーカード、スマートフォン、還付先口座がわかるもの、申告に必要な書類 など

**定員** 8名程度

【問・申】税務課 ☎(087)894-1118

## ■長尾税務署から確定申告のお知らせ

### 【確定申告はスマホで作成】

税務署の申告会場では、職員等の補助のもと、ご自身でスマートフォンを操作して申告書を作成し、そのままe-Taxを利用して送信できます。

e-Taxを利用する場合は、マイナンバーカードおよび読み取り対応のスマートフォン、またはe-TaxのID・パスワードが必要となります。

※スマートフォンをお持ちでない方も、これまでどおりの申告書作成ができます。

### 【確定申告会場】

開設期間は、2月16日(木)から3月15日(水)(平日のみ)までですが、譲渡所得や贈与税の申告相談は、3月1日(水)からとなります。

入場には、混雑緩和のため、「入場整理券」が必要です。※作成済み申告書提出の場合不要

入場整理券は会場当日配布するほか、国税庁のLINEを通じた事前発行も可能です。

当日配布の状況は、国税庁ホームページからご確認いただけます。なお、当日券は、配布枚数に限りがあり、状況によっては、後日来場となります。

その他詳しくは、右記までお問い合わせください。

【問】長尾税務署 ☎(0879)52-2531

国税庁確定申告書等作成コーナーはこちら



国税庁LINE公式アカウントはこちら

